

母と娘の相続セミナー

相続に関するルールが大きく変わります

小川逸朗行政書士事務所

Ogawa-agent 相続・遺言アドバイザー

相続専門の行政書士 小川逸朗

札幌市西区発寒3条4丁目3番28号

携帯 090-3468-0355

講師自己紹介



名前

小川逸朗
(おがわいつろう)
昭和30年7月25日
(68歳)

北海道夕張市出身
未年生まれ
獅子座

小川逸朗行政書士事務所
元警察官で・行政書士
相続・遺言アドバイザー 小川逸朗
経歴昭和55年北海道警察を拝命し平成24年
に退職して現在に至る

今は高校生と中学生の親として日々奮闘して
います

その他は、警察官という経験を生かして、DV、
イジメ、セクハラ、パワハラなどのこまりごともメ
インで行っています。

趣味は釣りでワカサギからサケマス・タコイカま
で釣りをしていました。

配偶者居住権の新設

- 配偶者が相続開始時に被相続人所有の建物に居住していた場合に、配偶者は、遺産分割
- において配偶者居住権を取得することにより、終身又は一定期間、その建物に無償で居住することができるようになります。
- 被相続人が遺贈等によって配偶者に配偶者居住権を取得させることもできます。

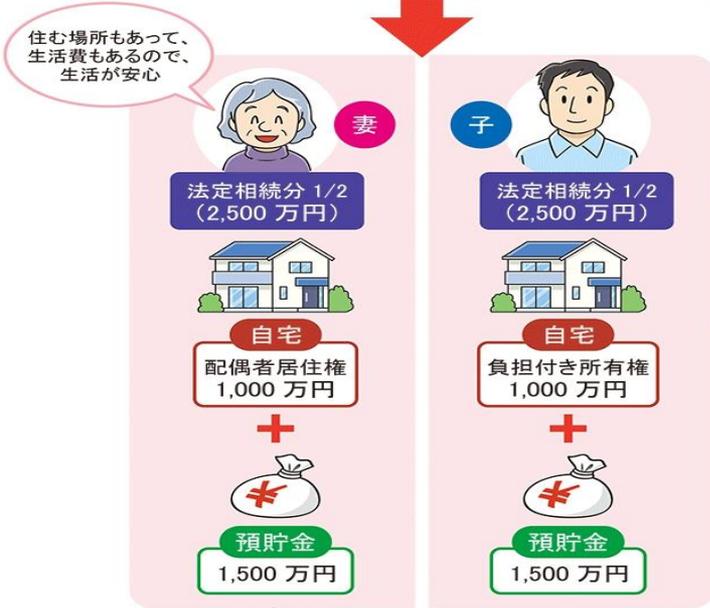
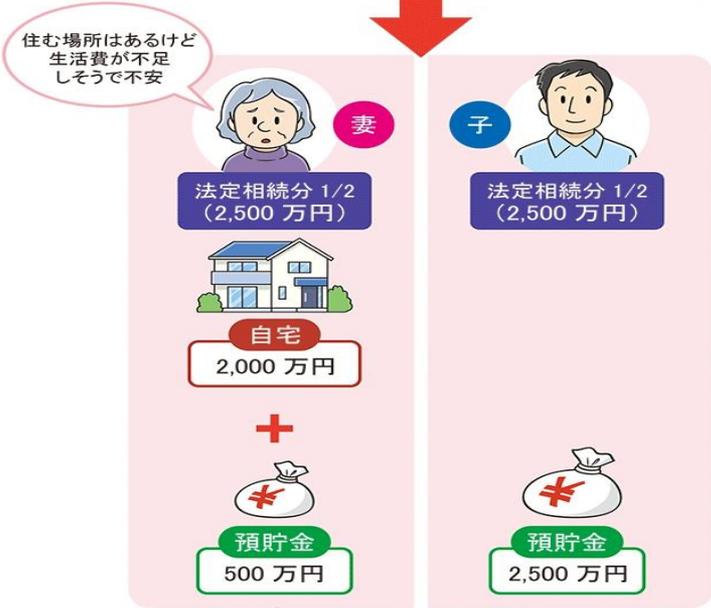
配偶者居住権の新設

copy

改正前



改正後



配偶者が自宅を取得する場合には、受け取ることのできる他の財産の額が少なくなってしまう

配偶者は自宅での居住を継続しながら、受け取ることのできる他の財産の額が増加する

自筆証書遺言に添付する財産目録の作成がパソコンで可能に

- これまで自筆証書遺言は、添付する目録も含め、全文を自書して作成する必要がありました。その負担を軽減するため、遺言書に添付する相続財産の目録については、パソコンで作成した目録や通帳のコピーなど、自書によらない書面を添付することによって自筆証書遺言を作成することができるようになります。

遺言書

別紙目録一及び二の不動産を法務一郎に、別紙目録三及び四の不動産を法務花子に相続させる。

平成二十九年一月五日
法務太郎 印



別紙目録

一 土地
所在 東京都…
地番 …
地目 …
地積 …

二 建物
所在 東京都…
家屋番号 …
種類 …
床面積 …

(↑PCで作成)

法務太郎 印

別紙目録

三 土地
所在 大阪府…
地番 …
地目 …
地積 …

四 建物
所在 大阪府…
家屋番号 …
種類 …
床面積 …

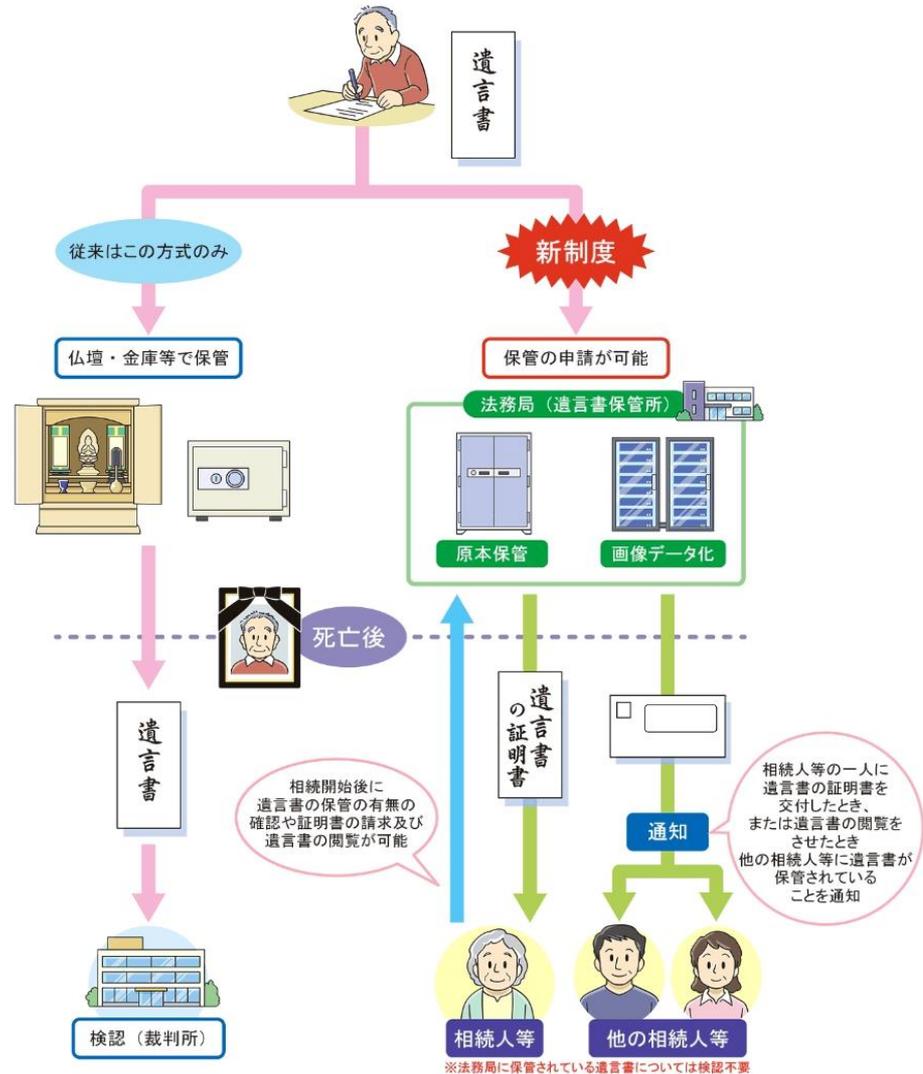
(↑PCで作成)

法務太郎 印

- パソコンで目録を作成
- 通帳のコピー、登記事項証明書等を添付

法務局で自筆証書による遺言書が保管可能に

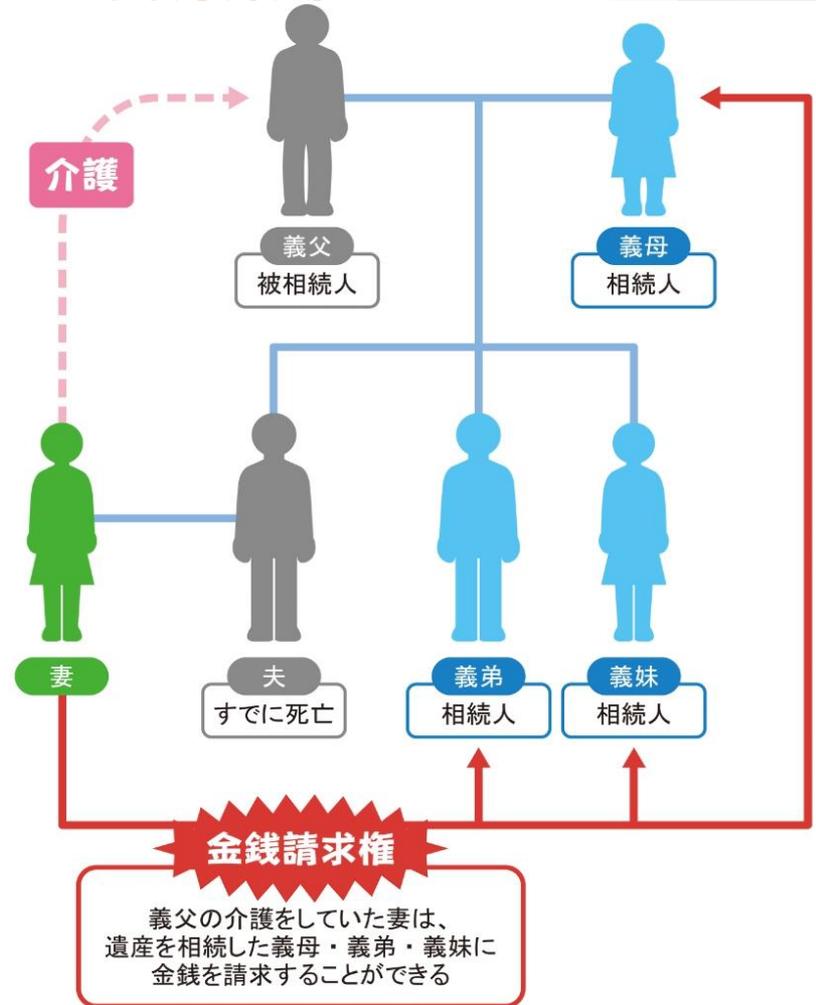
- 自筆証書による遺言書は自宅で保管されることが多く、せつかく作成しても紛失したり、捨てられてしまったり、書き換えられたりするおそれがあるなどの問題がありました。
- そこで、こうした問題によって相続をめぐる紛争が生じることを防止し、自筆証書遺言をより利用しやすくするため、法務局で自筆証書による遺言書を保管する制度が創設されます。



被相続人の介護や看病に貢献した親族は金銭請求が可能に

- 相続人ではない親族（例えば子の配偶者など）が被相続人の介護や看病をするケースがありますが、改正前には、遺産の分配にあずかることはできず、不公平であるとの指摘がされていました。

今回の改正では、このような不公平を解消するために、相続人ではない親族も、無償で被相続人の介護や看病に貢献し、被相続人の財産の維持または増加について特別の寄与をした場合には、相続人に対し、**金銭の請求**をすることができますようにしました。



自宅の生前贈与が特別受益の対象外になる方策

結婚期間が20年以上の夫婦間で、配偶者に対して自宅の遺贈または贈与がされた場合には、原則として、遺産分割における計算上、遺産の先渡し（特別受益）がされたものとして取り扱う必要がないこととしました。

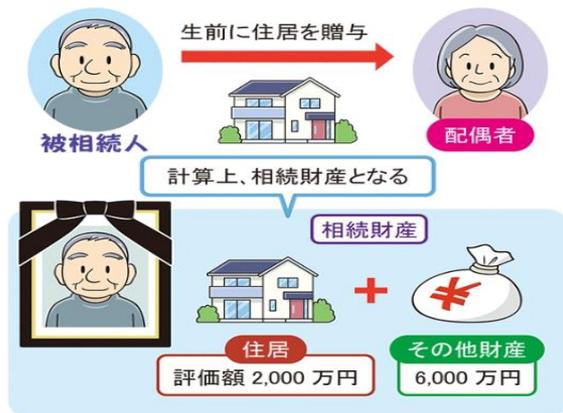
すなわち、改正前には、被相続人が生前、配偶者に対して自宅の贈与をした場合でも、その自宅は遺産の先渡しとされたものとして取り扱われ、配偶者が遺産分割において受け取ることができる財産の総額がその分減らされていました。

そのため、被相続人が、自分の死後に配偶者が生活に困らないようにとの趣旨で生前贈与をしても、原則として配偶者が受け取る財産の総額は、結果的に生前贈与をしないときと変わりませんでした。

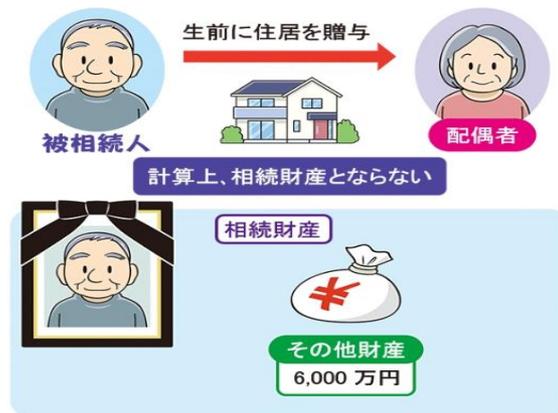
今回の改正により、自宅についての生前贈与を受けた場合には、配偶者は結果的により多くの相続財産を得て、生活を安定させることができるようになります。

自宅の生前贈与が特別受益の対象外になる方策

改正前



改正後



遺産の分割前に被相続人名義の預貯金が一部払戻し可能に

- 改正前には、生活費や葬儀費用の支払、相続債務の弁済など、お金が必要になった場合でも、相続人は遺産分割が終了するまでは被相続人の預貯金の払戻しができないという問題がありました。そこで、このような相続人の資金需要に対応することができるよう、遺産分割前にも預貯金債権のうち一定額については、家庭裁判所の判断を経ずに金融機関で払戻しができるようにしました。
- 3. いつから施行されるの？
- 平成31年(2019年)1月13日から段階的に施行されます

遺産の分割前に被相続人名義の預貯金が一部払戻し可能に

- 平成31年(2019年)1月13日から段階的に施行されます
- 新たな相続法の施行期日は、以下のとおりです。
- **(1) 自筆証書遺言の方式を緩和する方策**
平成31年(2019年)1月13日
- **(2) 原則的な施行期日**
(遺産分割前の預貯金制度の見直しなど)
令和元年(2019年)7月1日
- **(3) 配偶者居住権及び配偶者短期居住権の新設**
令和2年(2020年)4月1日
- **(4) 法務局における自筆証書遺言に係る遺言書の保管制度**
令和2年(2020年)7月10日

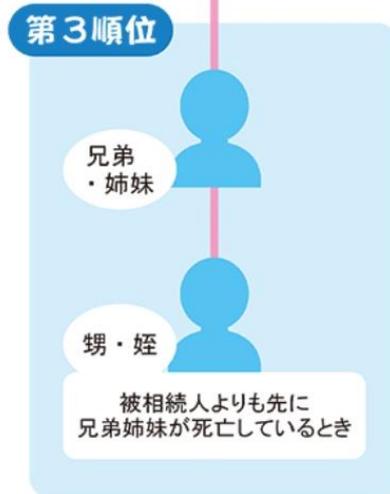
民法による相続のルールとは？

- ・遺産相続は遺言書がある場合には、その内容が優先されますが、遺言書がない場合などは、民法が定めたルールに基づいて、遺産分割が行われます。

第2順位



第3順位



第1順位



常に相続人

被相続人

配偶者

民法による相続の ルールとは？

- 例えば、被相続人に配偶者及び子がいる場合には、被相続人の配偶者と第1順位である子、またはその孫・ひ孫が相続人となります。

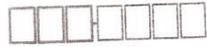
この場合に、子も、孫・ひ孫もないときには、被相続人の配偶者と第2順位である父母・祖父母等が相続人となります。

そして、子、孫・ひ孫、父母・祖父母等もないときには、被相続人の配偶者と第3順位である兄弟姉妹または甥・姪が相続人になります。

相続人	相続する割合
配偶者のみ	配偶者100%
配偶者と子	配偶者2分の1、子(全員で)2分の1
配偶者と父母	配偶者3分の2、父母(全員で)3分の1
配偶者と兄弟姉妹	配偶者4分の3、兄弟姉妹(全員で)4分の1

COPY

遺言書



COPY

COPY

COPY

COPY

COPY

COPY

妻の遺言書

COPY

この財産を相続させる。

平成十

日

に

！みんなの相続

相続の問題は、相続税だけではありません

「**相続＝相続税**」といった感覚ですが

相続は、**遺産分割**といった問題も秘めています。

昔は、家督相続が一般的であり「長男が家を継ぐ」ことが慣習でした。

しかし、現在では、相続人それぞれが法定相続分を主張するケースが一般的となってきました。そういった仲で「争族」などの争い事が起きるケースも多くなっています。

私の周りは 超高齢社会

copy copy
平成23年9月23日
北海道新聞の記事

今月半ば、札幌市内のある住宅で遺品整理が行われた。住んでいたのは70代の男性。5月に入院先の病院でじくなった。家具、衣類、こまごまとした日用品、専門業者が引き出しの一つ一つまで確認し、遺族に渡す物、引き取る物などをより分けて、手際よく整理を進めていく。

男性は同居していた母親が13年前に亡くなって以来、1人暮らし。作業には千葉県に住む兄が立ち会った。「身内で動けるのは私だけ。何度か通って少しずつ片付けたが、物が多く、とても手に負えなかった」と話す。3日間の作業で片付けた遺品は2ストラックにして6台分に及んだ。

核家族が進み、夫婦2人や1人住まいの高齢者世帯が増加。子どもも遠方に住んでいたりと、仕事が多忙

わたしの周りは 超高齢社会

遺品整理



手際よく

遺品整理の現場。作業員が手際よく遺品を仕分けていく

核家族化で需要高まる

などで遺品整理に携われな
いケースが多い。親戚付き
合いも薄まり、かつてのよ

うな形見分けも少ない。周
りとの交流もなく、孤独死
するお年寄りもいる。
そんな事情を背景に、家
族に代わって遺品を片付け
る遺品整理業の需要が増し
ている。「家に物が多くて
どうしようもない、何から
手をつけたらいいのか分か
らない、という人が多い」

と遺品整理業者「アクトア
ルー」（札幌）の二口英樹
社長は話す。
生前から自らの遺品整理
を考える人もいる。昨年7
月に発足した遺品整理業者
や司法書士らでつくるボラ
ンティア団体「エンディン
グ総合支援サポートの会」
（札幌）にはそんな人たち

から相談が寄せられる。

「高齢者は家族らに迷惑
をかけたくないとの思いが
強い」と同会の池田智裕会
長。余命宣告を受け、生き
ているうちに整理を進めた
い人や、あらかじめ見積も
りを取って整理の費用を用
意しておく人もいるとい
う。

需要の高まりから、便利
屋やリサイクル業者、軽運
送業者などさまざまな業種
が遺品整理に参入してお
り、現在は「全国で5千社
は手がけているのでは」と道

- 核家族では
- あなたの遺品は
- 誰が整理するの

- 現実には
- 迷惑は掛けたくないと
言っても
- 身内の誰かがやらな
ければならない

遺産相続なんて お金持ちだけが

関係ある事でしょうと思いませんか
法律は「**弱い人の味方**」ではなく
「**正しく知っている**」人の味方」です

copy

平成26年3月18日の
北海道新聞の記事から

- 民事で訴えられた
- 訴状が判断出来なかった
- 裁判に欠席した自動的に
- 敗訴が確定
- 裁判所がお墨付きを与えた
- その結果 自宅競売に

copy

copy

認知症 欠席裁判で敗訴

札幌の男性 自宅競売に

認知症の高齢男性が民事訴訟を起こされ、訴えられたことを認識しないまま「欠席裁判」で敗訴する判決が昨年暮れ、札幌地裁で言い渡された。訴えた不動産会社の請求通り、男性の自宅を競売にかける判決が確定した。男性は住む家を失う可能性がある。高齢化が進む中、認知症などで判断能力が不十分な高齢者らは少なくないとみられ、専門家は、民事訴訟の当事者の判断能力を確認したり、成年後見制度により自衛したりする必要性を指摘している。(報道センター 西依一憲)

競売を免れた。訴えを起こした不動産会社は、競売情報を日常的にチェックしており、自宅を共同所有していた男性の元妻から約2割の所有権を購入。男性に対して残る約8

認知症の危険性

12月25日、札幌地裁の法廷で、無人の被告席に、判決が告げられた。「別紙目録記載の建物の競売を命じらる」。札幌市中央区にある「性87」の自宅を競売にか

け、共同で所有する原告の不動産会社と代金を分け合え、という内容だ。男性は認知症。数年前、中古車を購入したが、年金が銀行口座に振り込まれる

たびに引き出してしまったため、ローンが引き落とされない状態が続いた。このため自宅を差し押さえられ競売にかけられたが、親族が事情を説明していったんは

進む高齢

民事訴訟では、原則として、被告が第一回口頭弁論

相続の本題は

- ・相続は避けてとおれない
- ・「争族」になる原因はほとんどが

「心の問題」

- ・金額の問題ではなく税金の問題でもない
- ・子供の頃から仲が悪かったとか
- ・離婚している前妻に子供がいる(私も同じ)
- ・財産は不動産のみで現金がない
- ・子供がいないご夫婦(これが一番危ない)

身近に潜む争族問題

- 財産少なくても「争族」のおそれ
- 基礎控除40%カットで相続税を支払う人が2倍になります。
- そうして富裕層は増税に遭い、サラリーマンでも相続税対象者が急増する
- 今まで「関係ない」と思っていたあなたにも 相続税問題は忍び寄ります

相続の問題と「相続税」の問題は違う

2019年

	全国	北海道
年間 死亡者数	1,372,755人	65,078人
相続税 申告人数	120,372人	2,858人
相続税 申告率	8.3%	4.1%

相続税大増税

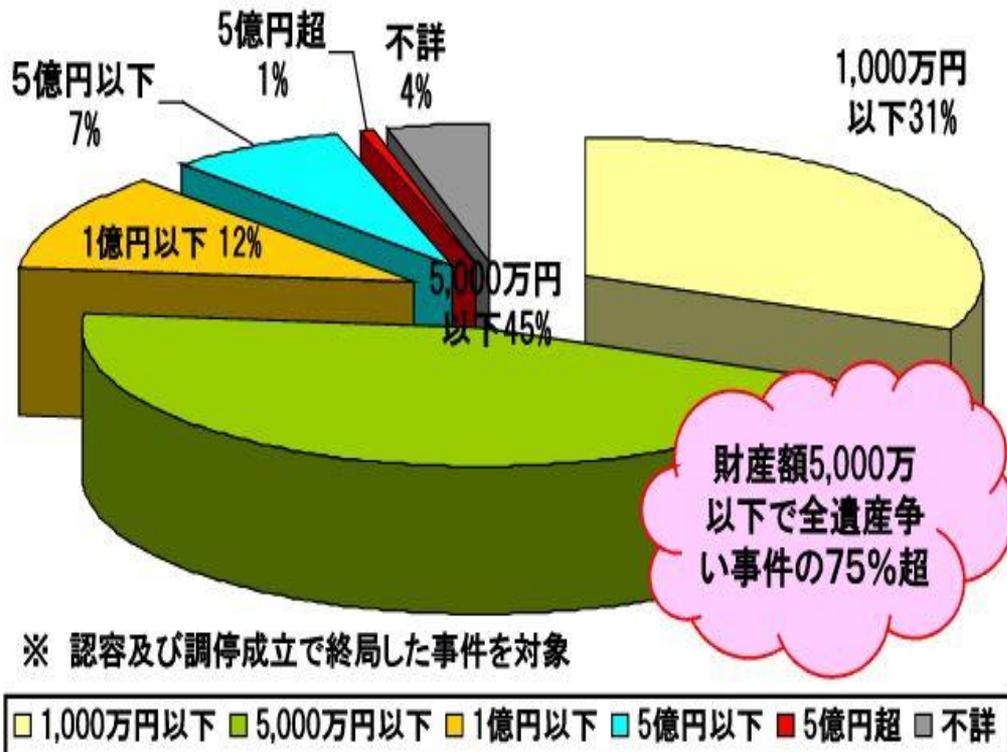
【図5】基礎控除額は4割減



財産1000万円以下で31%もめている

財産は少ないほどもめる！

【家庭裁判所 遺産の価額別 遺産分割 認容・調停成立件数】



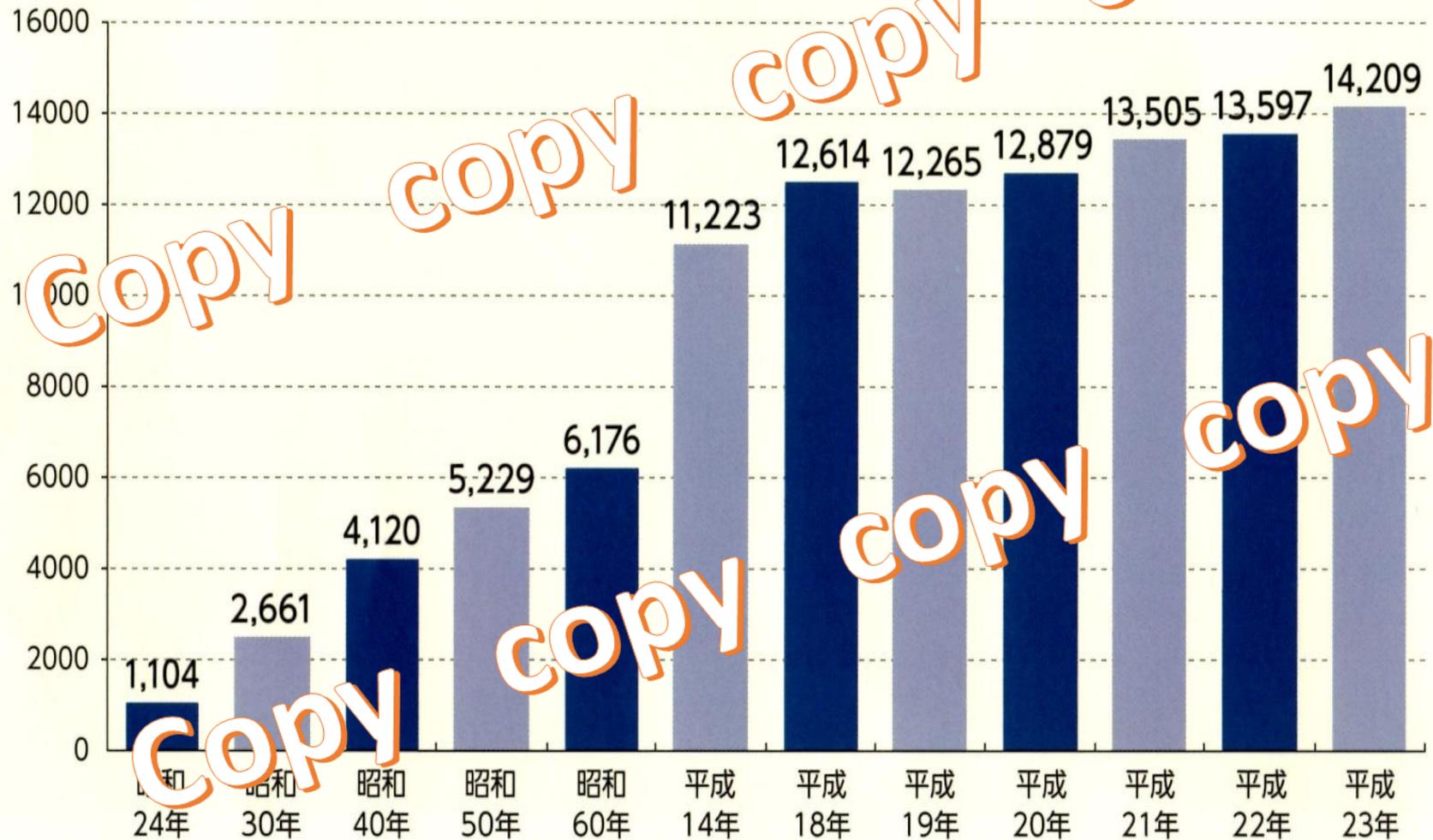
家事相談件数の
約3件に1件は相続トラブル

相続裁判の
75.8%は相続税がかからない家庭のトラブル

【出典 H23年度司法統計】

参考 遺産分割事件の新受件数の推移

※件数は調停と審判の合計 ※最高裁判所「民法(債権)事件(第1編)」より



相続発生後のフロー

相続税の申告・納付期限は原則10か月以内です



磯の家

磯野藻屑源素太皆

copy

波野家

夫

なぎえ

妹

波平

フネ

海平

双子の兄

カオル

フグタ家

ワカメ

カツオ

サザエ

マスオ

タマ

タラオ

タイ子

イクラ

ノリスケ

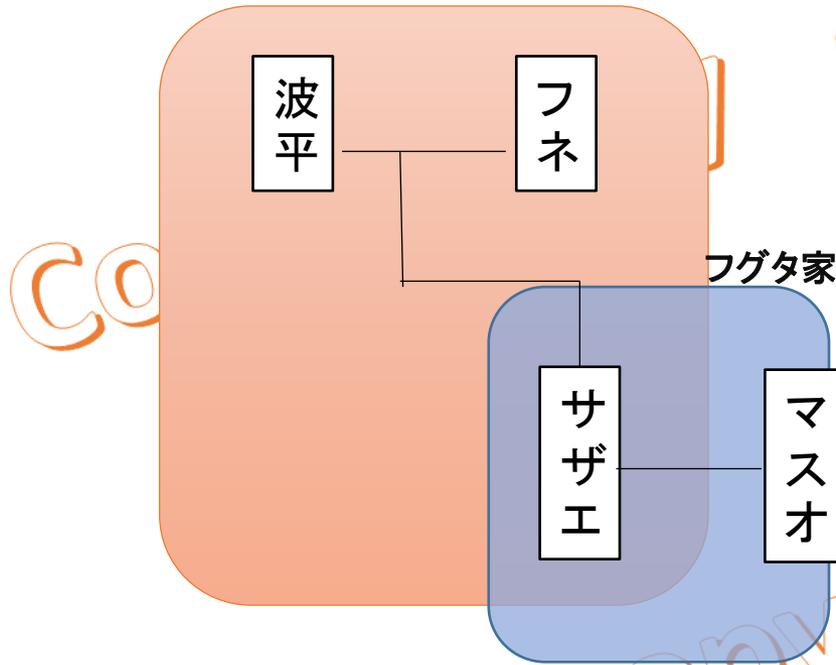
兄妹あり

フグタ家を例にするとサザエさん一家が第1順位で、マスオさんが無くなった場合には、サザエさんに1/2とタラオ君に1/2ずつとなります

通常はこれが一般的な相続関係説明図
この関係では、法律的に遺留分がある

磯の家

磯野藻屑源素太皆



タラオ君が存在しないと仮定すると、サザエさんが先に亡くなるとマスオさん2/3と、波平・フネとの間に1/3ずつの相続権が発生することになる
これが第二順位の法定相続分

子供がいない夫婦世帯で多い相続関係説明図
この関係でも、法律的に遺留分があるので
基本的にもめるパターン

磯の家

磯野藻屑源素太皆

波平

フネ

ワカメ

カツオ

サザエ

マスオ

フグタ家

波平もフネも既に死亡しているとき

タラオ君がいない場合を仮定してもサザエさんが先に亡くなると、マスオ3/4と、カツオ、ワカメで合わせて1/4の相続権が発生する。これが第三順位

通常はこれが一番危ない相続関係説明図のパターンで法律的に遺留分がないのですが、遺言が無いと遺留分を主張されてトラブルになっている。

● 相続でトラブルになるのは

トラブル原因はなにが多い
相続する人を決めていない

相続のトラブルの殆どが感情のもつれ

トラブルの86パーセント以上が不動産

自筆証書遺言と実際の検認手続きは

● 相続でトラブルになるのは

相続発生時に慌てるのが

- ◎ 預貯金の下りせない
- ◎ 不動産の名義変更が出来ない
- ◎ 名義が共有名義になっている
- ◎ 誰に相続させるか決めていない
- ◎ 行方知らずの子供がいる

遺言書の種類 メリットとデメリット

	メリット	デメリット
<u>自筆証書遺言書</u>	<ul style="list-style-type: none">・費用がかからない・簡単に作成できる・遺言の作成・内容を秘密に出来る・簡単に書き換えることができる	<ul style="list-style-type: none">・要式が欠け、無効となるおそれがある・滅失・改ざん・不発見のおそれがある。・執行に費用・時間がかかる・文字がかけないと利用できない。
<u>公正証書遺言書</u>	<ul style="list-style-type: none">・確実に遺言を残すことができる。・紛失・改ざんのおそれがない。・執行がスムーズ・遺産分割協議不要・自署できない方でも利用できる	<ul style="list-style-type: none">・公証人手数料等費用がかかる・手間がかかる・内容を公証人と証人に知られる。
<u>秘密証書遺言書</u>	<ul style="list-style-type: none">・内容を誰にも秘密にできる。	<ul style="list-style-type: none">・費用がかかる・執行に費用・時間がかかる・遺言を残したこと自体は知られてしまう。・内容に不備がある可能性がある。・紛失・改ざんの恐れがある

遺言書 準備不足だとこんな問題が

- 相続のほとんどが「**心の問題**」
- うちには**もめるほどの財産がない**からでも**遺留分**を無視は出来ません
- 関係のない(**相続人以外**)が口を出して争いを大きくすることも
- 兄妹は他人の始まりは本当だった？

遺言の4大効果

- 自由な遺産分割が可能
- 遺産譲渡が可能

他人にも遺産贈与が出来る

- 相続争いの回避
- 遺産分割手続きの迅速化

自筆証書遺言の落とし穴

- ✓ パソコンでつukれない（財産目録はOK）
- ✓ 要件を満たさない遺言は**無効**になる
- ✓ 第三者によって**変造・偽造**される可能性がある
- ✓ 遺言の**紛失**が多い（法務局に預りが出来る）
- ✓ 遺言書の「**検認**」手続きが必要（**相続人全員がそろって家裁に申し立て**）
- ✓ 検認後遺言執行者の選任申し立て
- ✓ 執行者が決定した後、財産目録の作成と遺言の執行準備
- ✓ 遺言の執行と各種手続きを行う

次のような方は遺言が必要

- ✓ 子供のいない夫婦（絶対必要）
- ✓ 配偶者の連れ子がいる方
- ✓ 相続人が多数いる方
- ✓ 介護の必要な家族がいる方
- ✓ 内縁の妻や認知していない婚外子がいる方
（特に会社の財産を確実に承継したい方）
- ✓ 後継者に財産を残したい方
- ✓ 財産の散逸を防ぎたい方

時間とコストはかかるが
安全性抜群「公正証書遺言」

- 要件の不安がなく、**確実な遺言**を行うことができる
- 第三者**によって**変造偽造**される危険性がない
- 字が書けない人も利用できる
- 遺言書の「**検認**」手続きが不要

最近欠点だらけの公正証書遺言が出てきた

- 公正証書は公証人役場で作るが完璧なのか
- 公正証書でも完璧な物が出来ないのは
- 一般人が公証人役場に出向いて遺言を作成しても、**遺言作成者が要求しない内容は遺言に残らない**
- つまり、一般の方が公証人役場で作っても、**遺留分や補充的遺言が無い遺言書はトラブルの原因**

遺留分てなに

では遺留分？

とは、民法では相続人に対して、遺産のうち一定割合を遺言の内容に優先して保証しており、これを遺留分といいます。

つまり、最低限の生活を確保するための財産的持分を遺留分と言います。

但し、遺留分を主張するには、遺留分減札請求をする必要がありますが、裁判所にする必要はありません。

相続税について

相続財産（課税財産）総額が基礎控除を超えた場合相続税が課税されます

基礎控除について

$$3,000\text{万円} + (600\text{万円} \times \text{法定相続人数})$$

例 法定相続人が子2人の場合…



長男

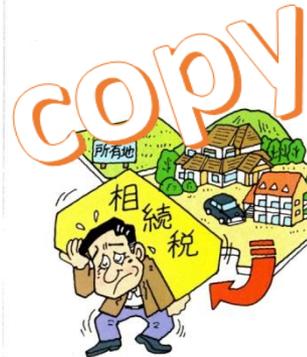


次男

基礎控除
=4,200万円

計算式 $3,000\text{万円} + 600\text{万円} \times 2\text{名}$

今も昔もよくある編 実例①



父が亡くなり、遺産の内訳は、土地・家屋など不動産が3億円、現金の資産は5000万円でした。「相続税額は約1億円」と言われ、現金が500万円足りません。「いざとなれば土地を物納すればいい」と思っていたのですが、「10カ月以内に申告・納付。しかも現金で一括納付」が決まりと知って愕然としています。
(Aさん・男性・50代)

納税資金対策
相続税分の現金が不足
納付期限を前に焦りが…

※上記の基礎控除は、2015年1月1日以降に発生した相続に適用されるものです

納税は原則、現金一括納付

相続税は現金で一括納付が原則ですが、困難な場合は「延納」や「物納」が認められています。

※「延納」「物納」の場合には、所定の申請により税務署長の認可を受けなければなりません。

子どもに自宅を
相続してあげたいけど、
相続税の納税資金を
どうやって準備しよう…



相続税がかなり
高額になりそうだなあ…
子どもへの負担を
軽減できないだろうか…

納税資金の準備は問題ないでしょうか？

納税資金の確保は日頃から考えておく必要があり、保険を有効に活用することを考えましょう

相続税率について

課税標準	税率	速算控除
1,000万円以下	10%	—
1,000万円超～3,000万円以下	15%	50万円
3,000万円超～5,000万円以下	20%	200万円
5,000万円超～1億円以下	30%	300万円
1億円超～1億円以下	40%	1,700万円
1億円超～3億円以下	45%	2,700万円
3億円超～6億円以下	50%	4,200万円
6億円超	55%	7,200万円

※上記の相続税率は、2015年1月1日以降に発生した相続に適用されるものです

相続財産について(例)

基本的に金銭に見積もることができる全ての財産が相続財産になります。※一部例外もあります



土地・建物



現金・預金



貴金属



有価証券



ゴルフ会員権



自動車

参考① 配偶者の税額軽減の特例とは？

配偶者が相続により得た財産が以下の範囲内である場合、配偶者には相続税はかかりません。

1億6,000万円

もしくは

法定相続分

生命保険の特長

生命保険には相続対策に役立つ様々な特長があります

1. 生命保険の非課税枠

- 死亡保険金には相続税の非課税枠があります(相続税法第12条)

非課税限度額

500万円 × **法定相続人数**

